

諏訪中央病院 初期臨床研修医の身分及び処遇について

1 身分

嘱託職員 …… 地方公務員法に規定する臨時職員で、月額給により雇用される者
(アルバイトなどの兼業は禁止。)

2 給料・手当等

○給料 1年次 月額300,000円、2年次 月額340,000円

○手当 ・賞与 …… 正規職員の1/2

(平成30年度見込み、年間2.2月分(6月1.0625月、12月1.1375月))

・扶養手当 …… なし

・通勤手当 …… 正規の職員に準ずる。(通勤距離2km以上の場合)

・超過勤務手当 …… 月額 定額で30,000円

(超過勤務は自主的なものとし、研修の一環でもあることから定額支給とする。)

・宿日直手当 …… 1回5,000円以内

(なお、1年目は宿日直としてではなく研修の一環として時間外の救急にあたる。2年目は宿日直として組み入れる。)

○住宅 正職の医師に準ずる。

・病院に隣接する医師住宅又は病院に近い病院の借上げアパートを用意。

・単身用医師住宅は家賃月額7,000円。借上げアパートの入居者負担は13,500円。

光熱水費、共益費等は全額入居者負担。

・引越費用にかかわる補助あり。

○勤務時間 週38時間45分(超えた場合は代休処理)

月曜日から金曜日 8:30~17:15

○有給休暇 年間20日

○社会保険等 全国健康保険協会健康保険、労災保険加入

○医師賠償責任保険 病院で加入

○出張 研修管理委員会、研修中の指導医の了解のもと、学会などの外部研修(国内)への参加可能。正規の職員に準じて旅費、宿泊費を病院が負担。

参加費は10,000円を上限として病院が負担。

○その他 白衣、個人専用机、ロッカー貸与。